

日米自動車・同部品協議決着の概要

<p>包括経済協議の枠外の決着文書 (1995/6/28 にジュネーブにて発表)</p> <p>4 つの共同発表と1 つのプレス発表より構成</p> <p>自動車・同部品に関するもの</p> <p>(共同発表1)</p> <p>日米は、日米の企業の自主計画発表を歓迎する一方、これらが約束ではなく、通商上の救済措置に関する法律や対象とならず、市場状況により変化し得る旨、また、これらが包括協議の枠外である旨確認。</p> <p>(共同発表2)</p> <p>米側が日本企業の自主計画に基づき、北米製部品の購入量、北米製完成車の生産量等を見積る一方、日本側はかかる見積りは政府の責任の範囲を超えることから、政府の関与を否定。</p> <p>ディーラーシップに関するもの</p> <p>(共同発表3)</p> <p>米自動車企業による対日市場開拓推進の表明、自販連による外国車に関心あるディーラー発掘調査実施表明を日米が留意</p> <p>(共同発表4)</p> <p>米側は、米自動車企業の販売拠点が一定数増大すると推定する一方、日本側は、かかる予測は政府の責任の範囲を超えることから、政府の関与を否定。</p> <p>競争政策に関するもの</p> <p>(プレス発表)</p> <p>競争政策の重要性につき認識を共有するとともに、橋本大臣は、必要に応じて国会の承認を得ることを条件に、公取の強化の意図を有していることを確認。</p>	<p>包括造済協議の下での決着文書 (1995/6/28 に実質妥結、8/23 最終決着)</p> <p>往復書簡及び別添文書より構成 (MFN 原則、数値目標排除等の諸原則を確保)</p> <p>(別添文書：具体的措置)</p> <p>(1) 外国車の対日市場アクセス改善 日本国政府が競合車取り扱いの自由に関する通知発出 日米南国政府のコンタクト・パーソン設置 日本国政府のジェットロを通じた展示会開催の財政支援等 米国政府による、米国企業の対日輸出促進・競争力強化支援</p> <p>(2) 自動車部品購入機会に係る措置 日本国政府は、自動車企業と外国部品供給者とや関係強化を支持 日本国政府のジェットロを通じた展示会開催の財政支援等 米国政府による、米国企業の対日輸入促進・競争力強化支援</p> <p>(3) 規制緩和 重要保安部品の削減 整備工場の認証・指定に係る規制緩和、「特定指定工場」の拡大 構造等変更検査に関する規制緩和 「補修部品市場アクセス改善プログラム」の実施等</p> <p>(4) 措置の評価 客観的基準に基づき評価。二国間協議を年1回開催(注：評価はあくまでも「措置」の実施と その下で達成された進展に関するものであり、米印の一方的な見横り、予測を検証するものではない) 客観的基準例：外国製自動車の新規販売台数・額の変化、外国製部品の輸入額の変化、外国供給者の努力等</p>
---	--

日米自動車・同部品協議の最終決着及び全体像

平成7年8月

1. 本件協議の決着内容の構成

自動車・同部品に対する日米間の決着内容は、(1)日米包括協議の下で行われた協議の決着(日米両国政府の実施する措置)及び(2)包括協議の枠外で行われた三種類の共同発表、の2つから構成。(1)については、6月28日の段階では原則他月であり、その後も引き続き米側と決着文書案の調整を続けた結果、米東部時間23日午前、当方栗山駐米大使と先方カウンターUSTR及びブラウン商務長官との間で書簡の署名・往復が行われ、最終的に決着の運び。

2. 包括協議の下での決着文書の内容

(MFN原則、数値目標の排除など包括協議の諸原則を確保)

(1) 外国車の対日市場・アクセス促進のための措置

- (a) 競合車種取扱いの自由に関する関係事業者団体の声明に係る日本政府による支持及び通知の発出
- (b) 日米両国政府及び両国企業間における連絡担当者の指定等に係る日本政府による歓迎
- (c) ジェトロを通じた展示会開催に対する日本政府による財政支援、輸入促進事業に対する日本政府による金融面の支援等
- (d) 米国企業の対日輸出促進、競争力強化のための努力に対する米国政府による支持

(2) 自動車部品購入機会に係る措置

- (a) 部品供給者との関係強化のための自動車製造業者による活動の日本政府による支持
- (b) ジェトロを通じての展示会開催に対する日本政府による財政支援、輸入促進事業に対する日本政府による金融面の支援等対日輸出促進・競争力浄化のための米国の部品供給者による努力に対する米国政府による支持

(3) 自動車関連規制に係る日本の措置

- (a) 分解整備に関する規制緩和(いわゆる重要保安部品の削減)
- (b) 特定部品専門の整備工場の認証制度の創設など整備工場の認証・指定に係る規制緩和、独立系整備工場の増加のための対策
- (c) 構造等変更検査に関する規制緩和
- (d) 規制の変更の通知、対外国製部品無差別のためのキャンペーンの実施
- (e) 外国製補修部品の輸入の一層の促進を図る観点から、外国製補修部品情報ネットワークの整備の支援、部品流通事業者毎への相談窓口の常設の支援等の実施

(4) 措置の評価と客観的基準

- (a) 日米両国政府による措置の実施状況及び達成された進展については、定性的・定量的基準により双方の努力振りを評価。このため二国間協議を年1回開催する予定。但し、客観的基準は、数値目標ではない(注:評価はあくまで「措置」の実施状況及び達成された進展に関するものであり、米側の一方的な見積り予測を検証するもので含まない)。

- (b) 客観的基準例：外国製自動車の新規販売台数・額の変化、外国製部品の輸入額の変化、外国供給者の競争力向上のための努力等

3. 包括経済協議の枠外の決着内

(1) ディーラーシップに関する2つの共同発表

- (a) 第1の共同発表：米国自動車業界が対日市場開拓推進に努力する旨表明したこと、及び日本の自動車販売協会連合会が外国車取扱いに関心を有するディーラーの発掘調査を行う旨表明したことを、日米両国政府は留意
- (b) 第2の共同発表：米国政府が米国自動車メーカーの販売拠点の一定の増加を予測する一方、日本国政府は、この予測が政府の黄任の範囲を超えるものであることから、日本国政府がこの予測に何ら関与しておらず、予測はすべて米国政府のみによるものであると明記。

(2) 自動車・同部品に関する2つの共同発表

- (a) 第1の共同発表：日本の自動車メーカーが全世界を対象として、一海外生産の拡大、部品調達の現地化、競争力ある外国製部品の購入及び調達手続の透明性確保等を内容とする計画を発表した旨言及し、米国の自動車会社が競争的な価格及びサービスを提供することにより日本市場におけるプレゼンスを拡大する計画及び意図を発表したことを両国政府が歓迎する旨述べ一方、日米自動車企業が発表した計画が約束ではなく、計画の実現は通商上の救済措置に係る法律の対象とならないこと、また市場状況の変化によりこれらの計画の遵成が影響を受け得ること、更にこれらが包括協議の枠外である旨明記。
- (b) 第2の共同発表：個別企業の自主計画に基づいて、北米製部品の購入量、北米製完成車の生産量等を USTR が見積る一方、日本国政府としては、この見積りが政府の責任の範囲を超えるものであることから、日本国政府がこの見積りに何ら関与しておらず、見積りはすべて USTR のみによるものであることを明記。

(3) 競争政策の側面に関する共同プレス発表

橋本大臣及びカンター代表が、日本の公正な市場アクセスと競争を実現するために強力な競争政策とその執行が重要であるとの認識を共有し、橋本大臣は、日本国政府としては、適当な場合には国会の承認を得ることを条件に、公正取引委員会の組織と人員の強化を図る意図を有していることを確認した旨言及。